

理美けんぽ通信

▶▶▶ 平成28年度 予算決定

▶▶▶ 制度改正のご案内

2016
春号
No.11

✧ 理美けんぽより皆様へ

✧ インフォメーション

- ・平成28年度の予算が決まりました
- ・保健事業計画
- ・スポーツクラブ優待利用サービス 春キャンペーンのご案内

▶ 制度改正のご案内

平成28年4月から

- ・標準報酬月額が3等級追加されました
- ・標準賞与額の上限額が引き上げられました
- ・傷病手当金・出産手当金の算定方法が見直されました

平成28年10月から

- ・短時間労働者への社保加入が義務付けられます
- ・被扶養者認定における同居要件が撤廃されます

- ・特定健診の受診券を配付します！
- ・「被扶養者資格調査（検認）」へのご協力ありがとうございました！
- ・理美けんぽから
 - ▶ 受付時間変更のお知らせ
 - ▶ マイナンバー制度の対応について
 - ▶ ジェネリック医薬品をご活用ください！
 - ▶ 整骨院・接骨院の正しいかかり方
 - ▶ 理美けんぽHPがスマートフォンに対応しました！

理美けんぽより皆様へ

日頃より多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、理美けんぽでは、去る2月に行われた組合会での承認を受け、平成28年度の健康保険料率を前年度から据え置き10.00%、同様に介護保険料率も前年度から据え置き1.85%とすることとなりました。

組合員の皆様には何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

今年度はマイナンバー制度（8P参照）をはじめ、各種制度の改正（6・7P参照）もあり、事業主の皆様におかれましては、その取扱いに苦慮されるところもあるかと思えます。理美けんぽでは、少しでも皆様の力となれるよう、タイムリーでわかりやすい情報提供の一環として、スマートフォン版ホームページ（8P参照）をリリースしました。是非ご利用ください。

今後も理美容業界の福利厚生の一助として少しでも皆様のお役に立てるよう、一層の向上に努めてまいります。重ねてご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

インフォメーション

平成28年度の予算が決まりました

～平成28年度の予算規模は55億3,700万円になります～

■一般勘定（健康保険）予算概要

収入面では、被保険者・事業主の皆様から納めていただいた保険料が、収入全体の約88%、金額にして約48億円計上しています。その他、健康保険組合連合会や国からの補助金約4億7,000万円の交付を計上しています。

支出面では、依然として医療費の増加傾向が続いており、平成28年度においては29億円を計上しています。一方、高齢者医療制度への納付金については、算出方法の見直しに伴い、若干の減少幅を見込んだ数値を計上していますが、それでも約23億円と支出の半分近くを占める現状に変化はなく、今後とも厳しい組合運営が続くものと思われます。

○収入

単位：千円

| 科目 | 28年度予算額 | 割合 |
|--------------|-----------|--------|
| 1. 健康保険料収入 | 4,871,800 | 87.99% |
| 2. 調整保険料収入 | 56,930 | 1.03% |
| 3. 繰入金 | 133,000 | 2.40% |
| 4. 国庫補助金収入 | 500 | 0.01% |
| 5. 財政調整事業交付金 | 473,449 | 8.55% |
| 6. 雑収入 | 1,321 | 0.02% |
| 収入合計 | 5,537,000 | |

○支出

単位：千円

| 科目 | 28年度予算額 | 割合 |
|--------------|-----------|--------|
| 1. 事務所費 | 103,400 | 1.87% |
| 2. 組合会費 | 1,250 | 0.02% |
| 3. 保険給付費 | 2,900,000 | 52.37% |
| 4. 納付金 | 2,317,000 | 41.85% |
| 5. 保健事業費 | 70,000 | 1.26% |
| 6. 還付金 | 120 | 0.00% |
| 7. 営繕費 | 2,200 | 0.04% |
| 8. 財政調整事業拠出金 | 56,930 | 1.03% |
| 9. 連合会費 | 4,500 | 0.08% |
| 10. 積立金 | 1,540 | 0.03% |
| 11. 雑支出 | 60 | 0.00% |
| 12. 予備費 | 80,000 | 1.44% |
| 支出合計 | 5,537,000 | |

※主な用語の解説※

収入

- ・健康保険料収入
被保険者・事業主の皆様から納めていただいた健康保険の保険料です。
- ・財政調整事業交付金
健保組合の財政事情を踏まえ、健保組合の連合組織である健康保険組合連合会から交付される交付金をいいます。

支出

- ・保険給付費
加入者（被保険者・被扶養者）皆様の病気、ケガ、出産、死亡などに対する医師の診療（現物給付）や手当金（現金給付）のことをいいます。
- ・納付金
被保険者・事業主の皆様から納めていただく保険料のうち、高齢者医療制度等の医療費をまかなうために健康保険組合が負担する拠出金をいいます。
- ・財政調整事業拠出金
健康保険組合連合会が、各健保組合に交付する「財政調整事業交付金」の財源となる費用で、すべての健保組合が負担しています。収入科目の「調整保険料収入」から充てられます。

保健事業計画

理美けんぽでは、平成28年度に以下のサービス実施を予定しております。
詳細につきましてはお問い合わせください。

| 事業名称 | | 事業概要 |
|------------------|-------------------------------|--|
| 各種健康診査 | | 加入者（被保険者・被扶養者）を対象とした各種健診の補助（1年度に1回） ※指定医療機関等の情報については、理美けんぽホームページをご参照ください。 |
| 特定保健指導 | | 特定健診の結果をもとに、対象者に内臓脂肪蓄積の程度とリスク要因の数に着目した生活習慣改善プログラム |
| インフルエンザ予防接種事業 | | 加入者を対象としたインフルエンザ感染の予防接種 |
| メンタルヘルス支援サービス | | 加入者および事業主（労務管理責任者）がご利用いただけるメンタルヘルス（うつ病など）専門の無料相談サービス（電話・Web） |
| 各種優待サービス | ①スポーツクラブ優待利用サービス | 15歳以上の加入者（被保険者・被扶養者）とその家族がスポーツクラブを優待価格にて利用できるサービス |
| | ②冠婚葬祭サービス | ・プライダルサポート 加入者とその家族が提携結婚式場等において各種優待が受けられるサービス |
| | | ・葬儀プラン 加入者とその家族が提携葬儀社において葬儀サービス一式を優待価格で受けられるサービス |
| | | ・葬儀支援制度（セレモニーサポート） 加入者とその家族（2親等以内）の方を対象とした葬儀社の紹介・割引利用制度 |
| | ③パッケージツアー割引サービス | 加入者およびその同行者を対象としたJTB、JALパック等の各種国内・海外パッケージツアーの割引サービス |
| ④各種宿泊施設の優待利用サービス | 加入者とその家族の方を対象とした各種宿泊施設の割引サービス | |
| プレママ・子育て家庭支援事業 | | プレママ（妊娠期の女性）やお子様を出産された加入者を対象とした包括支援事業（妊娠・出産に関連した情報提供や育児専門誌の配付等） |
| 機関誌の発行 | | 予算・決算や各種事業のご案内などを掲載した機関誌を年2回（春・秋）発行 |
| 「健康保険のしおり」配付 | | 保険証交付時に同封して配付 |

スポーツクラブ優待利用サービス 春キャンペーンのご案内

福利厚生サービスとして好評いただいていますスポーツクラブ優待利用サービスにおいて、**春の期間限定キャンペーン（事務手数料・レンタル用品が無料など）***がスタートいたします。日々の仕事でストレスが溜まっている方や運動不足がちな方には、おトクにご利用いただける期間ですので、是非ご活用ください。詳細は別添チラシをご覧ください。

（参考：ストレス耐性度チェック）

| | | めったにない | たまに | しばしば | いつも |
|----|--------------|--------|-----|------|-----|
| 1 | 判断力がある | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 2 | 明るい | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 3 | 自身の意見を表現する | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 4 | 充実している | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 5 | 人の顔色を気にする | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 6 | ポジティブに考える | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 7 | 人をねたむ | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 8 | アクティブだ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 9 | 他人を非難する | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 10 | 人の長所を見つける | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 11 | 柔軟性がある | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 12 | 手紙をすぐ返信する | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 13 | フレンドリーだ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 14 | 真実を追求する | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 15 | 配慮する方だ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 16 | 何事にも感謝する | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 17 | 友達が多い方だ | 1 | 2 | 3 | 4 |
| 18 | 家庭がギクシャクしている | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 19 | 仕事がつつく感じる | 4 | 3 | 2 | 1 |
| 20 | 趣味がある | 1 | 2 | 3 | 4 |

40点以下：ストレス耐性が低い 50点以上：ストレス耐性が高い

チェックの結果、ストレス度が高い方は、ストレス発散法として利用されると効果的かもしれません。

***キャンペーン期間：平成28年4月2日～6月30日**

★制度改正のご案内★

(平成28年4月から)

標準報酬月額が3等級追加／標準賞与額の上限額引上げ

保険料などの計算基礎となる標準報酬月額が、これまでの最高等級(第47級)の上に3等級追加され、上限額が121万円(第47級)から139万円(第50級)に引上げられました。併せて標準賞与額については、年度累計額の上限がこれまでの540万円から573万円に引上げられました。

〈標準報酬月額〉

| 等級 | 標準報酬 | | 報酬月額 |
|------|------------|---------|---------------------------|
| | 月額 | 日額 | |
| 第47級 | 1,210,000円 | 40,330円 | 1,175,000円以上 1,235,000円未満 |
| 第48級 | 1,270,000円 | 42,330円 | 1,235,000円以上 1,295,000円未満 |
| 第49級 | 1,330,000円 | 44,330円 | 1,295,000円以上 1,355,000円未満 |
| 第50級 | 1,390,000円 | 46,330円 | 1,355,000円以上 |

追加

上記等級追加に伴い、平成28年3月時点の標準報酬月額の基礎となった報酬月額が1,235,000円以上の方については、追加等級にあてはめられ、新しい標準報酬月額が決定されます。

〈標準賞与額の年度累計額上限〉

| 平成28年4月支給から | 平成28年3月支給まで |
|-------------|-------------|
| 573万円 | 540万円 |

傷病手当金・出産手当金の算定方法が見直されました

傷病手当金および出産手当金については、給付の計算基礎となる標準報酬日額の算定が次のように見直されました。

| 平成28年4月から | 平成28年3月まで |
|---|-------------------|
| 支給開始日の属する月以前の直近の継続した12ヶ月間の標準報酬月額を平均した額の1/30に相当する額 | 支給開始日の属する月の標準報酬日額 |

(平成28年10月から)

短時間労働者への社保加入が義務付けられます

従業員501人以上の事業所を対象として、次のすべてに該当する短時間労働者の社会保険加入が義務付けられます。

- ①週20時間以上勤務
- ②賃金月額8.8万円(年収106万円)以上
- ③1年以上雇用見込
- ④学生でない

※平成28年9月までは、事業所規模に関係なく、所定労働時間・日数が同種業務の通常就労者の概ね3/4以上の方が対象となります。

※詳細は追ってご案内いたします。

被扶養者認定における同居要件が撤廃されます

現在、被保険者の兄姉を被扶養者とする認定要件については、被保険者の収入で生活しているという「生計維持」条件のほか、「同居」が条件となっています。この同居条件が、平成28年10月からは撤廃されることとなります。

特定健診の受診券を配付します！

理美けんぽでは、40歳以上74歳以下の被扶養者の方を対象として、特定健診(注)の受診券を6月頃に配付します。

受診券がお手元に届きましたら、ご案内をご覧のうえお早めに受診いただきますようお願いいたします。

注 「特定健診」とは、40歳以上74歳以下のご家族(被扶養者)を対象に行う、メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)に着目した生活習慣病予防のための健診です。

「被扶養者資格調査(検認)」へのご協力ありがとうございました！

昨年11月より被扶養者としての資格の有無確認を目的として実施いたしました、「被扶養者資格調査(検認)」につきまして、事業主・対象者の皆様には格別なご協力を賜り心よりお礼申し上げます。

今回の調査の結果、扶養不認定者数は265名となり、その主な理由は「収入超過」ということが判明しました。今後の届出漏れ等にはくれぐれもご注意ください。

| 検認対象者数 | 扶養条件内(認定) | 扶養不認定(削除) ※不備・未提出を含む。 |
|--------|-----------|--------------------------|
| 5,955名 | 5,690名 | 265名 |

*平成28年1月末時点の数値です。

今年度もご協力のほどよろしくお願いたします。

▶ 受付時間変更のお知らせ

平成28年4月1日（金）より受付時間（お電話・窓口）が次のとおり変更となりました。職員一同、今後も加入者皆様からのお問い合わせ・ご請求に、迅速丁寧な対応で努めてまいります。何卒ご理解・ご協力のほどお願い申し上げます。

| 受付時間（平日） | 変更後 | 変更前 |
|----------|------------|------------|
| | 8:30～17:00 | 9:00～17:30 |

▶ マイナンバー制度の対応について

平成29年1月以降、健康保険の各種手続きにおいて、皆様の個人番号（マイナンバー）取得が必要となります。これによって、手続きの負担が軽減されるなど、事務の簡素化が期待されています。

なお、理美けんぽでは、事業所を通じて加入者皆様のマイナンバーを取得する予定としております。詳細は決定次第ご案内いたします。

▶ ジェネリック医薬品をご活用ください！

医療機関や調剤薬局でお薬代が高いと感じたことはありませんか。そんなときはジェネリック医薬品へ切り替えられるか薬剤師にご相談ください。ケースによっては薬代を大幅に節約できる場合があります。

▶ 整骨院・接骨院の正しいかかり方

整骨院・接骨院での治療（施術）は、急性・外傷性の傷病（業務上・通勤途上の災害を除く）に限り健康保険が使えます。正しいかかり方を理解され、適正な受診をされますようご協力お願いいたします。

○健康保険が使える場合

- 骨折・不全骨折・脱ぎゅう（ただし、応急手当以外は医師の同意が必要です）
- 捻挫・打撲・挫傷（肉離れ等）（病院と重複受診しての使用は不可）

▶ 理美けんぽHPがスマートフォンに対応しました！

このたび理美けんぽのホームページがスマートフォンに対応しました。スマートフォン版ホームページでは、加入者皆様が必要な情報を「いつでも」「どこでも」「簡単に」入手できるよう、ページ構成や情報量などに配慮したわかりやすさ重視の作りとなっています。

スマートフォンをお持ちの方は、下記QRコードよりアクセスのうえ、是非ご利用ください。

理美けんぽ通信 2016年春号（2016年4月発行）

編集・発行：全日本理美容健康保険組合

所在地：〒103-0011 東京都中央区日本橋大伝馬町1-7
イトーピア大伝馬町ビル4F

連絡先：TEL03-6661-6106 FAX03-5652-5757

受付時間：月曜～金曜 8:30～17:00

ホームページ：<http://www.ribi-kenpo.com/>（パソコン・スマホ共通）

